

会派名 【 平井邦生 】

上半期分

下半期分

年度途中分

連番	規程種別	費目	確認日	確認事項	処理種別	金額の増減	備考
9	条例	研修費	3月19日	研修会受講料の領収証が発行されていない	資料追加	0 円	別添請求書では銀行振込控書面をもって領収証にかえるとあり、その書面の添付及び、議員本人の説明書きを添付することで算入可とした。
11	条例			保存用コピー作成			
14	施行規則			領収証原本還付			
15	施行規則			関係書類のPDF保存			
34	運用基準	研修費	3月19日	旅費積算確認(※1)	説明確認	0 円	予約時の宿泊プラン内容の記述には「無料朝食付き」との記載があることから、当該宿泊費には食事代は含まれていないと判断した。
36	運用基準	研修費	3月19日	領収証に食事代の有無が明記されていない	資料追加	0 円	
<p>(※1) 旅費の経費について(旅行期日 平成31年2月14日から15日)</p> <p>旅費条例第7条では、旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算するとされ、当該旅行区間に通常の経路及び方法が1つしかない場合はその経路、2つ以上ある場合はそのうち最も安い経路により計算するとされている。ただし、経路は宿泊料などを含めた旅費総額を考慮するととなっている。</p> <p>様々な交通手段による経路が考えられるものの、実績行程を見ると、京丹後市から名古屋の研修先までの行程中、京都市までは自家用車、京都市内から研修会場までは鉄道としている。自家用車を用いた場合は車の借上料は算入できず、(運用基準P9⑨)したがって、有料道路利用料、駐車場代、ガソリン代の実費分が認められる。ただし、実績においては京丹後市から亀岡市までの有料道路通行料は領収証を添付できないため算入されていない。また、往路の駐車場最寄駅である長岡京駅から京都市までのJR運賃について、復路の研修会場から名古屋駅までの名古屋臨海高速鉄道運賃について、それぞれ領収証を添付できないため算入されていない。</p> <p>その他の交通手段にかかる経路や運賃については、通常の経路であると判断でき、新幹線の往復運賃についても、事前の予約により有利な利用金額での実績となっている。</p>							
訂正合計						3 箇所	0 円
訂正項目別内訳							
【調査研究費】						0 箇所	0 円
【研修費】						3 箇所	0 円
【広報費】						0 箇所	0 円
【広聴費】						0 箇所	0 円
【要請・陳情費】						0 箇所	0 円